

資料番号	10
------	----

令和4年5月10日
課名 農林水産局畜産課
担当者 課長 吉川
内線 3603

豚熱のワクチン接種開始について

1 要旨・目的

県内養豚農場など全戸で飼養される豚などに対する、豚熱のワクチン接種を開始した。

2 現状・背景

県内において野生いのししでの豚熱感染が確認されたことから、令和4年3月23日、国の牛豚等疾病小委員会において、本県及び島根県・山口県が新たにワクチン接種推奨地域に設定された。これを受け、ワクチン接種プログラムを国に提出したところ、令和4年4月13日に承認された。

3 概要

(1) 対象

県内養豚農場等49戸で飼養される豚及びいのしし（約152,000頭）

(2) 事業内容（実施内容）

家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づき、家畜防疫員及び知事認定獣医師により、県内養豚農場等全戸で飼養される豚及びいのししに対し、豚熱ワクチン接種を行う。

(3) スケジュールなど

ア 初回一斉接種

全飼養豚などに速やかにワクチンを接種

令和4年4月18日（月）から約3か月間

イ 補強接種

初回一斉接種後、親豚等に対して定期的にワクチンを接種

ウ 追加接種

初回一斉接種後に出生した子豚等に対してワクチンを接種

エ 免疫付与状況調査

豚熱ワクチン接種による飼養豚等への免疫付与状況を確認するための抗体検査を実施

オ 野生いのししの豚熱感染状況調査

引き続き県内で捕獲された野生いのししや死亡いのししの豚熱感染状況を確認

(4) 予算（国庫・単県）

令和4年度当初予算にて予算措置（140,222千円（検査費用も含む））